



## 【もくじ】

要望書の提出	P2
有功者表彰・全国農業図書・新聞の案内	P3
元気の農家紹介します!	P4
NOSAI静岡発足／農業者年金	P5
援農ボランティア受入農家募集／ 新型コロナウイルスに関する支援情報	P6
農作業時には安全確認を／エコファーマー募集	P7
農地利用状況調査／農地中間管理事業	P8

【発行】 令和2年12月  
**静岡市農業委員会**

【編集】 静岡市農業委員会事務局  
静岡市葵区追手町5番1号  
電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】  
[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_000414.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000414.html)

## 「静岡市農業施策に関する要望書」の提出

令和2年9月16日、農業委員会は田辺信宏市長へ「静岡市農業施策に関する要望書」を提出しました。

### 静岡市農業政策に関する要望事項

- ① 農業経営収入保険制度の加入促進について
- ② 地場農産物の市民向けPRの強化について
- ③ 農業生産基盤整備の推進について
- ④ 荒廃農地再生の推進について
- ⑤ 茶の振興について
- ⑥ 有害鳥獣対策の推進について



**農業経営収入保険制度**は、平成31年度より国が実施している「農業者の経営努力では避けられない、自然災害や農産物の価格低下などで、売り上げが減少した場合に、その減少分の一部を保証する保険」です。静岡市では独自に収入保険の加入費の助成を行っています。昨今新型コロナウイルス感染症拡大による影響や自然災害による影響など、農業経営に対する不安の拭えない状況が続いているため、加入費助成の継続を要望しました。

**市民向けPRの強化**について、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響下において、「エール静岡福袋」などの取組により、市民に地場農産物を積極的に購入いただきました。今後も、市民への地場農産物の周知や農業への理解の促進も含め、市民向けPRの強化を要望しました。

**農業生産基盤整備の促進**について、収益性の高い農地の創出のため、土地改良事業等の農業生産基盤整備の継続や中小規模の土地改良事業の事業化について要望しました。

**荒廃農地再生の推進**について、令和2年度から市独自の制度「荒廃農地再生・集積促進事業」が整備され、荒廃農地の再生と、再生した農地の担い手による継続的利用が促されています。農地利用の最適化を更に進めるため、来年度の事業の継続を要望しました。

**茶の振興**について、生産現場から茶業の将来に対する不安の声が聞こえる中、核となる茶工場に人、モノ、技術を集積させる産地再編等、持続性のある茶生産体制を整備するための支援を要望しました。

**有害鳥獣対策の推進**について、野生鳥獣被害防除用の資材購入に対する補助等の有害鳥獣対策予算の確保や、農道用地への鳥獣対策用グレーチング（硬質の格子状の構造物）の設置についての検討を要望しました。



市長からは、「コロナ下であることを踏まえた、現状に即した要望を来年度予算へ反映させていく」「農業所得の向上と担い手の育成により農業に関するリスクを軽減し、持続可能な産業にしていきたい」といった話がありました。個々の要望については、収入保険について「普及加入の推進に農業委員会と共に力を尽くしたい」との発言や、PR強化についての検討中の手法の紹介などがありました。

## ～静岡市有功者表彰～

令和2年静岡市有功者として、農業委員会副会長 徳田 雅亮氏、農業委員会委員 佐藤 操氏、農業委員会委員 牧野 正昭氏が表彰されました。



農業委員会副会長  
徳田 雅亮 氏



農業委員会委員  
佐藤 操 氏



農業委員会委員  
牧野 正昭 氏

～長年にわたる農業委員会活動等へのご尽力に感謝申し上げます～

## 全国農業図書で農業経営をBRUSH UP! (ブラッシュアップ)

全国農業会議所が発行する全国農業図書は、農業経営の実務書や解説書などを取り揃えています。

### ラインナップの一部を紹介します。

- Q&A 農業法人化マニュアル 第4版
- 「わかる」から「できる」へ 複式農業簿記実践テキスト
- 令和元年版 農家のためのなんでもわかる農業の税制
- 農業の雇用シリーズ1 初めての従業員採用
- 病害虫・雑草フィールドブック【野菜編】
- 全国農業新聞「STOP鳥獣害」シリーズ 事例集・鳥獣害対策最前線 ～鳥獣種別対策編～



その他のラインナップや図書の購入は、全国農業図書ホームページをご覧ください。

全国農業図書

検索

## 全国農業新聞購読者募集中

### 「農家の経営と暮らしに役立つ情報が満載!」

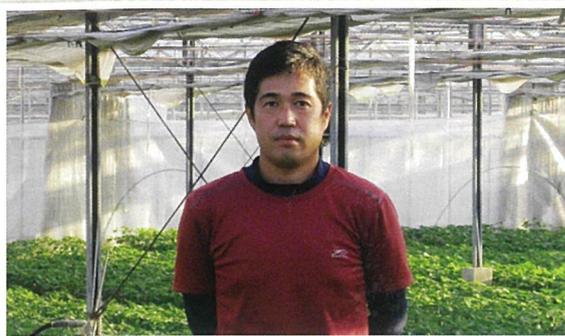
全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

- 発行日 毎週金曜日(購読者のご自宅に郵送されます)
- 購読料 1か月700円 ● 申込 農業委員会事務局へ(☎054-221-1483)



元気な団体・農家を紹介します!

## 清水区駒越地区 川口 洋平さん



今回は静岡市で初めて「がんばる新農業人支援事業」の研修を受けた川口さんを紹介します。

清水区駒越地区で枝豆栽培の1年間の研修を10月末で終え、これから独立就農をひかえたところお話を伺いました。

### 研修を受けるまでの経緯は?

35歳まで自動車用品の開発の仕事をしていました。他のことをやってみたいという思いがずっとあり、農業の分野に入りました。まず、浜松の農業生産法人に就職し、1年間ブロッコリーやトモロコシなどの野菜生産を行いました。独立するにあたり、地元である静岡市で就農をしようと思い、清水区駒越地区で行う「がんばる新農業人支援事業」に申込み、研修を受けました。

### 研修ではどんなことを行いましたか?

研修先の枝豆・野菜農家 齋藤恭市さんのもと、枝豆の栽培管理、農機具の機械操作等について学びました。全体的な圃場管理を学びながら100坪のハウスで枝豆の通年栽培を実践しました。枝豆の他にはかぶ・ほうれん草等の野菜の生産を行いました。

### これからやってみたいことは?

たくさんあります。経営を安定・拡大させていき、将来的には、直売所や八百屋ができるようになりたいです。また荒廃農地が気になり、解消していきたいという思いがあるので、経営を組織化して法人にしたい気持ちがあります。これは次の世代に農業経営を引き継いでいく方法としても考えています。

「枝豆のおすすめの食べ方は?」という質問に「シンプルに塩茹でが一番」と答えてくれた川口さん。全国で唯一の枝豆の通年栽培の産地、清水区駒越地区でこの秋農業をスタートさせました。

### 研修先の齋藤恭市さんのコメント(農業者の皆様へのお願い)

今回、川口さんが研修を受け、就農するにあたり課題となったのが、農地や施設・農機具の確保でした。新規就農、特に施設栽培の就農は初期投資がかかり、就農者の負担となっています。このため、これから農業を廃業される方は、地域で新規就農者がいるという様な話を聞きましたら、空き施設及び農機具等の情報提供及び譲渡にご協力をいただければと思います。



### 清水農業協同組合・駒越営農拠点の青木次長のコメント

1年間川口さんの研修を見守ってきましたが、研修が終わり、独立して就農するこれからは正念場だと思っています。川口さんの経営が安定する様、出荷や販売面で、サポートをしていきたいと思っています。

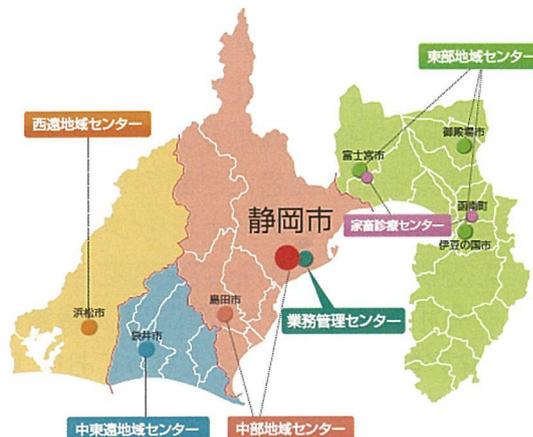


# 令和3年1月、新しいNOSAI静岡が誕生します

県内の3組合が合併し、静岡県農業共済組合(NOSAI静岡)が発足します。県下に4つの地域センターと業務管理センターをおき、静岡市のサポート拠点は中部地域センター(静岡市葵区鷹匠2丁目15-13)になります。電話番号は決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

1県1組合の効果を最大限生かし、収入保険と農業共済により農業経営者の皆様をより一層サポートいたします。

新組合発足後につきましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



〈問い合わせ先〉静岡県農業共済組合連合会

〒420-0839静岡市葵区鷹匠2丁目15-13 ☎054-251-3511

<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

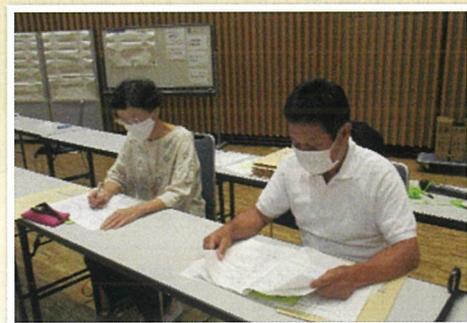


## 終身年金で安心! 農業者年金



- 国民年金の1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満の方なら  
どなたでも加入出来ます

一定の要件を満たす方には、保険料の補助があります。支払った保険料は全額社会保険控除の対象になります。



R2 農業者年金加入推進特別研修会  
大石 泰子(委員) 徳田 雅亮(副会長)

## 個別相談会を開催します!

農業者年金の加入に興味のある方、受給待ちの方を対象とした相談会を開催します。

開催日：令和3年2月2日(火) 10:30~12:00、13:00~14:30

会場：静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所新館16階 農業委員会室

※お一人様30分で予約制となっております。下記連絡先までお申込み下さい。

制度の詳細や相談会の予約は静岡市農業委員会事務局  
(☎054-221-1483)までお気軽にお問い合わせください。

## 「援農ボランティア」の受入農家を募集しています!

静岡市では、ボランティアで農業者の力になりたいという市民を募り、農繁期において人手の確保が困難な農業者に対して派遣する「援農ボランティア」を実施しております。

農業者と消費者とが顔の見える関係をつくることにより、営農の継続しやすい状況をつくることで、静岡市の農業に対する市民の理解を深めることを目的としています。

令和2年9月現在、市内受入農家の登録が19軒、ボランティア登録者が325名となっており、草刈りや収穫の手伝い、運搬や箱詰めなどの作業が主に行われています。

制度の趣旨をご理解いただき、援農ボランティアの受入れを希望する農業者は農業政策課までお申し込みください。



詳しくは静岡市HP(「静岡市 援農ボランティア」で検索)、もしくは静岡市農業政策課(☎054-354-2091)までお問い合わせください。

## 農業者向けコロナ支援策について

国のコロナ支援の給付金及びその他支援策の検索方法をお知らせします。※令和2年11月10日現在

### Ⅰ 持続化給付金 (個人向け)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するものです。

**ポイント ①** 税務申告をした農業者が対象になります。昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。  
※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

**ポイント ②** 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額(平均月収)の50%以下であれば対象になります。  
※最大100万円が給付されます。

**ポイント ③** パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

申請期間：令和3年1月15日(金)まで

問い合わせ先: ☎ 0120-279-292 IP電話専用回線: 03-6832-6631

以上農林水産省パンフレット及び持続化給付金HPから抜粋

**!** 給付金を装った詐欺にご注意下さい!

国の支援策を検索

農林水産省 コロナ支援

検索

静岡県の相談窓口等を検索

静岡県 コロナ支援

検索

静岡市の支援策を検索

静岡市 コロナ支援

検索

## 農作業中の事故に気を付けましょう

近年、農業機械の普及や農業従事者の高齢化に伴い、農作業事故の発生が増えています。県内では平成30年度において、農作業中の死亡事故が3件発生してしまいました。

慣れた作業であっても注意を怠らず、余裕をもって作業する事で、多くの事故は防ぐことができます。

- ✓ 農機具の正しい使用や点検
- ✓ 周囲の安全確認
- ✓ 自身の体調管理 など

基本的な注意事項を確認し、事故の原因を1つ1つ取り除き、農作業事故ゼロを目指しましょう。



## あなたもエコファーマーになってみませんか!

「エコファーマー」とは、「持続性の高い農業生産方式を導入する計画」を立て、市長の認定を受けた農業者の愛称で、静岡市では120名が認定されています。

(令和2年9月1日現在)

### <計画の認定に必要な3つの取組>

- ① 有機物や緑肥植物を利用した土づくり
- ② 有機質肥料の利用等による化学肥料の使用量低減
- ③ 化学合成農薬の使用回数削減

計画認定期間(5年間)は、エコファーマーマークを農産物の包装や名刺などに活用できます。

認定の手続きに関する詳細は、市農業政策課までお問い合わせください。



静岡県  
認定番号 1234

<問い合わせ先> 静岡市農業政策課 みかん・園芸・畜産係 ☎ 054-354-2097

## 農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では、8月～9月にかけて農業委員20名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員93名が、それぞれの担当地域で農地利用状況調査を実施しました。遊休農地のほか、利用権設定している農地、納税猶予の特例適用農地、生産緑地などを調査しました。農地利用状況調査の結果を受け、今後、農業委員会では農地の利用意向調査を実施します。ご理解、ご協力をお願いします。



## 農地の適正管理をお願いします

農地の所有者や使用収益者は、農地を適正に利用する責任があります(農地法第2条の2)。遊休農地は、害虫の発生、不法投棄などにより、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。また、防犯・防火の面でも適正な管理が求められます。農地をお持ちの方は草刈り、除草等を行い、適正な管理をお願いします。また、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことも大切です。

### 農地を貸したい・借りたい場合は ～農地中間管理事業をご利用ください～

農地中間管理事業は、農地の地権者から農地中間管理機構(静岡県農業振興公社)が農地を借り入れ、規模拡大する地域の担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。

農地を借りたい方は機構にご応募を、農地を貸したい方は下記問い合わせ先まで貸付希望のご相談をお願いします。

静岡県農業振興公社  
☎ 054-250-8988  
JA静岡市  
☎ 054-288-8420  
JAしみず  
☎ 054-367-3247



### 農地利用集積円滑化事業は 令和2年4月から農地中間管理 事業に統合されました

円滑化事業による新規契約、満期更新はできなくなりました。円滑化事業契約が満期となり契約更新する農地は、農地中間管理事業による契約への切り替えとなります。

円滑化事業の満期が令和2年4月1日以降の農地は、現契約が満期になるまで継続されます。

**農地中間管理事業**

### 農地の貸し借りは農地バンクで!!

大切な農地を次世代につなげよう!

「年をとって農業ができなくなりそう」「後継者がいない」など、農地のことで困っている方  
「農地を増やしたい」「集積・集約化したい」など、規模拡大や効率化を図っていきたい方  
公的機関の静岡県農地バンクが間に入って農地の貸し借りをを行います

農地を  
貸したい人  
(出し手)

出し手の  
メリット

- 安心して農地を貸すことができます
- 賃借料は静岡県農地バンクを通じて確実に受け取れます
- 契約期間終了後は、農地は確実に戻ります

静岡県  
農地バンク  
(静岡県農業振興公社)

連携・協力

県農林事務所・市町・  
JA・農業委員会

農地を  
借りたい人  
(受け手)

受け手の  
メリット

- 経営規模の拡大や集約化ができます
- 借入期間中は安心して耕作ができます
- 契約と賃借料の支払いは、静岡県農地バンク1か所だけで済みます

農地バンク事業は…

- \*市街化区域外であれば農地バンク事業での貸借が可能です
- \*賃借借、使用貸借どちらでも契約することができます
- \*賃借借は金納のみです。出し手・受け手それぞれに手数料(賃借料の1%+消費税)がかかります
- \*荒廃農地や受け手を探しても見つからない場合などは借受けできないことがあります